

亀山市総合計画審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）第14条の規定に基づき設置する亀山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、企画政策室において処理する。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。